

令和3年 No.51

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

東京学芸大学基金を通じた附属学校への寄附の仕組みを導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和3年11月24日 役員会 審議・承認

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和3年11月25日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和3年規程第28号

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第8号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学基金を通じた附属学校への寄附の仕組みを導入することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第3条 基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における学生支援、<u>教育研究活動、社会連携活動等の支援並びに本学及び附属学校の教育研究環境の整備・充実等に資することを目的とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(事業) 第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 (1) 学生に対する支援事業 (2) 国際交流の支援事業 (3) 学芸むさしの奨学金事業 (4) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究又は研究者としての能力向上（以下「研究等」という。）の支援事業 (5) 教育研究活動等への助成事業 (6) キャンパス環境の整備・充実事業 <u>(7) 附属学校の施設・設備の整備・充実及び教育活動支援事業</u> <u>(8) その他教育研究上必要な事業</u></p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この規程は、令和3年11月25日から施行する。</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(目的) 第3条 基金は、本学の財政基盤を長期的に支え、もって本学における学生支援、<u>教育研究活動、社会連携活動等の整備充実等に資することを目的とする。</u></p> <p>〔省略〕</p> <p>(事業) 第5条 基金は、次の各号に掲げる事業の支援を行うものとする。 (1) 学生に対する支援事業 (2) 国際交流の支援事業 (3) 学芸むさしの奨学金事業 (4) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究又は研究者としての能力向上（以下「研究等」という。）の支援事業 (5) 教育研究活動等への助成事業 (6) キャンパス環境の整備・充実事業 <u>(7) その他教育研究上必要な事業</u></p> <p>〔省略〕</p>